



2023年11月21日

各 位

会 社 名 株式会社タムロン
代表者名 代表取締役社長 桜庭 省吾
(コード番号 7740 東証プライム)
問合せ先 執行役員経営戦略本部長 野中秀行
(TEL. 048 - 684 - 9111 (代))

再発防止策の策定、ガバナンス検討委員会の設置および関係者処分
並びに元役員等に対する責任追及方針に関するお知らせ

当社は、2023年11月2日付「特別調査委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」にて記載しておりますとおり、前代表取締役社長等の不適切な経費の使用（以下「本件」といいます。）に関して、特別調査委員会より調査報告書（以下「本調査報告書」といいます。）を受領し、同委員会の調査結果及び提言を踏まえて再発防止策等の検討を行ってまいりました。

その結果、当社は本日開催の取締役会において、本件に関する再発防止策の策定、ガバナンス検討委員会の設置及び本件に関する関係者の処分並びに元役員等に対する責任追及の方針について決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

当社グループのお客様をはじめ、株主、取引先等関係者の皆様には、多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止及び元役員等に対する責任追及に徹底的に取り組み、信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 再発防止策について

当社は本件を厳粛に受け止めており、本調査報告書において指摘された原因分析と再発防止策の提言と真摯に向き合い、実効性のある再発防止策の策定と内部統制強化に向けて、以下の項目を主眼においた取り組みを実施してまいります。以下に示すとおり、本調査報告書による各提言のすべてに向けた取り組みに着手いたしますが、当社は、これらに限定されることなく、更なる改善を目指して内部統制強化に取り組んでまいります。

(1) 役職員の接待費の見直し・社内飲食費支出ルールの新規制定とそれらの周知徹底

(本調査報告書第10部第3項提言への取り組み)

- ・ 役職員の接待費の上限額の設定
- ・ 社内飲食費支出ルールの新規制定並びに説明会開催による社内周知徹底

(2) 役員関連経費に対する牽制・監査の強化

(本調査報告書第10部第5項・第6.3項提言への取り組み)

- ・ 役員室の経費精算処理に関して2線を担う内部統制部門（経理部）がチェックを入れるフロー構築
- ・ 監査役に内部監査室に対する一定の指示・承認権限を付与
- ・ 社長承認を得た内部監査計画に対する監査役の意見申述権付与
- ・ 内部監査計画作成と実施において社長の指示・承認と監査役の指示・承認が抵触する場合には監査

- 役の指示・承認が優先されなければならないとする旨定める内部監査規定の増設
- 秘書室への内部監査実施頻度の強化並びに監査項目の見直し（役員室経費関連を含める）

(3) 取締役会による役員関連経費の監視等

（本調査報告書第10部第4項提言への取組み）

- 次年度予算案の取締役会上程時、取締役会資料に部門別予算詳細（役員室の交際費を含める）の添付
- 取締役会における役員室の交際費実績一覧の配布

(4) 指名委員会における指名手続きの更なる厳格化と運用改善

（本調査報告書第10部第2項提言への取組み）

- 従来からのガバナンスガイドラインに沿った指名委員会における役員指名手続きの更なる厳格化（コンプライアンスリスク等の審議項目追加を含む）
- 指名委員会の運営改善（資料提供充実化、指名後のモニタリングのための開催頻度増加等）

(5) 全役職員の意識改革・外部講師による役員研修実施・全役職員向け研修の強化等

（本調査報告書第10部第1項・第6.1項・第6.2項提言への取組み）

- 外部専門家を講師とする役員向け特別研修の実施
- コンプライアンス委員会における全役職員向け研修の強化
- 全社員向け研修実施等による内部通報制度への理解促進、周知強化による利用促進
- 全社員向けサーベイ・アンケート調査等による組織風土の現状把握と可視化を行い、不正・不祥事が起きにくい組織風土の醸成
- 社外取締役・社外監査役を講師とする全社員向け研修・講習会の実施

2. ガバナンス検討委員会の設置

当社は再発防止策が適切に推進されていることを継続的にモニタリングするとともに、その他のガバナンス全般の改善を検討・実践していくため、ガバナンス検討委員会を設置いたしました。

<役割>

- 取締役会の監督機能強化に向けたコーポレート・ガバナンス体制改善の検討
- 特別調査委員会からの提言に基づく再発防止策に係る実施計画の作成
- 当該計画に基づく再発防止策全体の進捗管理
- 再発防止に向けたルール整備・運用改善

<構成>

委員長：代表取締役社長

出席者：取締役・監査役全員、

再発防止策の推進担当部門長（管理本部、経営戦略本部、内部監査室、秘書室）

3. 当社役員の処分等について

(1) 本件関与取締役

大塚 博司 取締役 辞任

（注）調査結果を受け、本日付で本人より辞任の申し出があり、これを受理いたしました。

(2) 他の取締役

前代表取締役社長等に対する牽制を働かせる役割が不十分であったことから、経営責任を明確にするため、以下のとおりいたします。

桜庭 省吾	代表取締役社長	月額基本報酬を 20%減額 (3 ヶ月)
張 勝海	常務取締役	月額基本報酬を 10%減額 (3 ヶ月)
大谷 真人	常務取締役	月額基本報酬を 10%減額 (3 ヶ月)
岡安 朋英	常務取締役	月額基本報酬を 10%減額 (3 ヶ月)

(3) 監査役

前代表取締役社長等に対する牽制を働かせる役割が不十分であったことから、経営への監督責任を明確にするため、以下のとおりといたします。

山口 貴裕	常勤監査役	月額基本報酬を 10%自主返納 (1 ヶ月)
平山 隆志	常勤監査役	月額基本報酬を 10%自主返納 (1 ヶ月)

4. 元役員等に対する責任追及方針

当社は、特別調査委員会の調査結果に基づき、不適切な経費の使用が認められた当社の元役員に関し、損害賠償請求を行うとともに、訴訟提起も視野に入れた厳正な態度で臨んでまいります。

以上